

定期健康診断（労働安全衛生規則第44条）

*（定期健康診断）1年以内に1回、定期的に次の健康診断をおこなわなければなりません。

*（特定業務従事者の健康診断）当該業務への配置換えの際および6月以内ごとに1回、定期的に、定期健康診断と同じ項目を行わなければなりません。

但し、胸部エックス線検査については、1年以内に1回、定期的に行えば足りることとされています。

2026.4.1改定

健康診断項目	A 39歳以下 (35歳を除く)	B 35歳と40歳以上	C 特定業務従事者の 健康診断
既往歴および業務暦の調査(問診)	○	○	○
自覚症状および他覚症状の有無の検査			
身長・体重・BMI	○	○	○
腹囲測定		○	■
視力	○	○	○
聴力	○	○	○
血圧測定	○	○	○
胸部エックス線検査(直接)	○	○	
尿検査(尿中の糖及び蛋白の有無の検査)	○	○	○
貧血検査(赤血球・血色素量)		○	
肝機能検査 (GOT・GPT・r-GTP)		○	
血中脂質(HDLコレステロール・LDLコレステロール・中性脂肪)		○	
血糖(空腹時血糖、随時血糖)		○	
血清クレアチニン(eGFR)		○	
HbA1c		○	
心電図検査		○	
金 額	4,364	10,000	2,545
消 費 税	436	1,000	255
合 計 金 額	4,800	11,000	2,800

■35歳と40歳以上のみ実施